生徒心得

私たちは、常に国分中央高校生としての自覚と誇りをもって勉学に精励すると共に、秩序に対する充分の理解と実践力をもって、自発的に道義心の高揚をめざして行動し、いやしくも学校の体面を汚すような行為をしてはならない。

1 登校・下校の心得

登校・下校の際、途上で先生や学友に会ったときは、礼儀正しく挨拶する。

交通に関する規則、道徳を重んじ、特に自転車・単車・JR・バス通学生は、交通道徳をよく守って社会に協力する。

必ず正門より登校・下校する。

努めて始業時刻の10分前までに登校し、環境美化・自習につとめる。

放課になるまでは、校外に出てはならない。やむを得ず外出する場合は、担任の先生の許可を得て外出許可証をもらう。

下校は原則として,夏季は6時まで冬季は5時まで(具体的時刻は,その都度指示する) とし,この時刻以後に残る生徒は担任,又は顧問の先生を通して許可を受ける。その際は家 庭との連絡を充分しておくこと。

休日の出校者は、登校・下校の際に日直、又は警備員に届ける。

自転車・単車通学生は、所定の許可願を提出し、必ずステッカー・プレートをつける。

2 校内の心得

らない。

室内では、指定の上履きを使用する。

来賓、又は先生に出会ったときは会釈する。

校内においては努めて静かにして、放歌・高談・疾走をさける。

校舎内では右側通行を守り、廊下や部屋の入口等にたむろして、他人の通行を邪魔することをしてはならない。

授業中の教室や校長室・事務室・職員室の近くの通行はなるべくさけ、やむを得ず通る場合は静かに通る。

校長室・職員室・事務室・特別教室・保健室・体育職員室等に入るときは、入口で必ず許可を得てから入る。

特別教室・湯沸室等に無断で入ってはならない。

校内の諸掲示には常に注意すると共に、掲示公告等にいたずらをしてはならない。

掲示公告をするときは、学校の許可を必要とし、本人が一切の責任を持たねばならない。 食事は、所定の時刻にホーム・ルームでとることを原則とし、菓子などの飲食をしてはな

校内の草花、樹木を愛し大切に育てる。

校具・運動具はすべて大切に取り扱い、使用するときは、係の先生の許可を受け、使用後

は必ず後始末をし、所定の場所に置く。特に火気に注意をする。

学校施設, 校具を破損した場合には直ちに関係の先生に申し出る。

3 授業時の心得

始業の合図があったら授業の態勢を整えて静かに待つ。

授業の始めと終わりには、係の生徒の合図に従って起立して挨拶をする。

授業中は、その科目に専念し、授業の妨げとなるような言動をしてはならない。

授業中の教室の出入りは、先生の許可を必要とする。

自習時間、空き時間は、自主的学習をする最もよい機会であるから十分に活用する。

授業が終わっても他の学級が授業中の場合は静かにして迷惑をかけない。

4 試験時の心得

試験期間中は原則として職員室の出入りを禁ずる。

座席は出席番号順に配置する。

始業チャイムの前に筆記用具以外は所定の場所に置く。下敷きは、特に監督の先生の許可 のあった場合のみ認める。

試験実施中は監督の先生の指示を厳守し,不正行為を絶対にしてはならない。

時間中の物品(消しゴム等)の貸借は厳禁する。

原則として試験終了の合図があるまでは答案を提出してはならない。

終了チャイムと同時に筆記用具をおき、答案を裏返しにする。答案は各列最後尾の座席の 者が集める。

試験中の欠席・遅刻・欠課・早退については、特に事情をのべて届け出なければならない。

考査による入室禁止(各職員室,印刷室)は、考査開始7日前から考査終了までとする。

考査による生徒会活動・クラブ活動・部活動の中止は、考査開始日3日前からとする。ただし、その期間中活動の必要がある場合は、顧問を通じて職員会議の了解を得なければならない。

5 清掃に関する心得

常に環境の美化意識をもち、校内外の整備に努める。

「散らさない」「汚さない」「壊さない」に心がけ、快適な学校生活ができるように努める。 清掃時間は、予鈴で担当場所に移動する。本鈴で開始し、私語を慎み時間いっぱい作業する。

担当場所の清掃は、個々が責任をもって計画的に作業する。

用器具の取扱い、安全に留意し、使用後の後始末を確実にする。

ゴミ等は、分別してゴミ・ステーションに持って行く。

清掃終了後は、衣服の汚れを落とし、手洗いを励行する。

6 保健衛生に関する心得

日常バランスのとれた食事をきちんと摂る。朝食を抜かない。

基本的生活習慣を確立し、感染症・傷病の予防・安全に努める。

健康診断で医療機関等の受診を勧められた場合は、早急に専門医を受診する。

流行性の疾病にかかったときは、早期治療に努め、自己管理をしっかりする。学校感染症と医師に診断された場合は出席停止となる。その際は証明書等が必要である。

急病・負傷したときは、直ちに担当の先生か保健室に届け指示を受ける。

常に体力づくりに努め、健康の増進を図る。

7 服装に関する規定

生徒は所定の制服を着用して,登下校するものとする。容儀は常に質素端正に保つように する。

① 男子服装規定

◇制 服

◎冬 服…本校指定の制服を着用し、本校指定のワイシャツと冬用のスラックスを着用する。

※防寒具

ア 登下校の際のジャンパー・コート類の着用は、原則として認めない。ただし、病気・単 車自転車通学などで必要があるときは、係・担任の許可を得るようにする。

イ 厳冬時、制服の中に着用するセーターは、指定セーターとする。

ウ 登下校の際、手袋・マフラーの着用は認める。ただし、校舎内では着用しない。特にマフラーについては、派手でないもので、長さは普通サイズとする。両端は制服の中に入れるなど安全な着用をする。

エ その他の防寒着は禁止とする。

◎夏 服…本校指定の半袖シャツ又はポロシャツと夏用のスラックスを着用する。シャツ の裾はスラックスに入れて着用する。

式典等の場合は指定の半袖シャツを着用する。

◎中間服…本校指定のシャツを着用する。

☆上衣・スラックス…本校指定のものを着用する。

アシャツはスラックスの中に入れるようにする。

◎靴……登下校の際は黒・コゲ茶のローファーか白・黒を基調とする運動靴を着用する。 ライン・マークを含めて華美な色(金・銀・ラメ)は認めない。ハイカットシューズ・ミド ルカットシューズは認めない。

◎靴 下…白・紺・黒の指定ソックスを伸ばした状態で着用する。

夏服の場合は体育で指定されたソックスを着用してもかまわない。

② 女子服装規定

◇制服

◎冬 服…本校指定の制服を着用する。

※防寒具

ア 登下校の際のジャンパー・コート類の着用は、原則として認めない。ただし、病気・単

車自転車通学などで必要があるときは、係・担任の許可を得るようにする。

イ 厳冬時、制服の中に着用するセーターは、指定セーターとする。

ウ 登下校の際、手袋・マフラーの着用は認める。ただし、校内では着用しない。特にマフラーについては、派手でないもので、長さは普通サイズとする。両端は制服の中に入れるなど安全な着用をする。

- エ その他の防寒着は禁止とする。
- ◎中間服…白のブラウスの上に、ベストと冬用のスカート・スラックスを着用する。
- ◎夏 服…本校指定の半袖ブラウス又は夏用の長袖ブラウスと夏用のスカート・スラックスを着用する。

式典等の場合は指定の半袖ブラウスを着用する。

※スカート丈は膝立ちをして床につく長さとする。

☆靴……登下校の際は黒・コゲ茶のローファーか白・黒を基調とする運動靴を着用する。 ライン・マークを含めて華美な色(金・銀・ラメ)は認めない。ハイカットシューズ・ミド ルカットシューズは認めない。

☆靴 下…白・紺・黒の指定ソックスを伸ばした状態で着用する。

夏服の場合は体育で指定されたソックスを着用してもかまわない。

※冬は、黒のストッキングの着用を許可する。

- ③ 男女共通制服規定
- ア 制服は指定業者で購入したものに限る。
- イ スリッパ…本校指定のものとする。
- ウ カバン……本校指定のものを常時携帯する。(シールは張付けない)
- エ 補助バッグ…高校生としてふさわしいものを使用する。
- オ 制服の補正は、本校指定の業者にお願いする。

色物(黒色を除く)・柄物の下着・Tシャツを着用しない。又制服からはみ出すような下着・Tシャツを着用しない。

キ スラックスを着用する場合、必ずベルトを着用し、ベルトの色は黒・紺・茶で派手でないものとする。

購入に関する規定

男子:半袖シャツは全員購入する。

ポロシャツは希望者のみ購入する。

女子:半袖ブラウスは全員購入する。

長袖ブラウスは希望者のみ購入する。

※規定外の服装をしなければならないときは、異装願いを担任に申し出て学校の許可を受ける。

※更衣の時期

気候の状況により、実施日はそのときに応じて指示する。

- 8 頭髪に関する規定
 - 男子髪型について
- ① 長髪は下記の規定に違反しない限り自由とするが、特別に手を加えたものは認めない。 (パーマ・カール・そり・オールバック・脱色・染毛・アシンメトリーカット・ツーブロック等)
- ア 前髪はまゆ毛にかからないようにする。
- イ 後髪は襟の上線にかからない程度。
- ウ髪が耳にかからないようにする。
- エ 下がり(もみあげ)は耳たぶから出ない程度とする。
- ② 眉毛の加工等は禁止する。

女子髪型について

- ① 品位を保ち、清潔でさっぱりとした髪型とする。
- ② 前髪はまゆ毛を超えないようにする。前髪をくくったり指定のヘアピン以外で留めることは禁止する。(前髪を垂らすときは、眉の端までは切り揃え、そこから横の邪魔な髪はピンで留める。)
- ア ヘアピン・カッチン留めの使用
- ヘアピン……色は黒・紺・茶
- カッチン留め…色は黒・紺・茶
- ③ 髪の長さは両肩を結ぶ線とする。ただし、のばしてくくる者の場合は下記のとおりとする。
- ア 髪が両肩を結ぶ線を越えたら、常時くくることとする。
- イ 長い髪をくくる場合、結びゴムは派手でないもの(黒・紺・茶)を使用する。
- ④ 脱色・染毛・パーマ・カール・アシンメトリーカットは禁止する。
- ⑤ 眉毛の加工等は禁止する。
 - その他全般的に,次の使用は禁止する。
- ① ヘアバンド
- ② ブレスレット・指輪等
- ③ ピアス
- ④ マニキュア
- ⑤ 有色のリップクリーム
- ⑥ 化粧品
- (7) エクステンション
- ⑧ カラーコンタクトなど
- 9 アイプチ
- 10 整髪料
- ① ヘアーアイロン

- 9 アルバイト許可に関する規定 アルバイト先
- ① 高校生のアルバイトとしてふさわしい職種・職場であること。
- ② 就業場所は、居住地の市町村・霧島市・姶良地区であること。
- ③ 宿泊を伴わない。
- ④ 危険を伴わない。

長期休業中アルバイト

- ① 学期の成績が一定の基準点 (3年生は欠点 2科目まで, 1・2年生は BCC 又は CCC が 2科目まで可) をクリアしていること。
- ② 健康管理がしっかりなされ、健康上問題のないこと。
- ③ 就業期間及び時間

休業日数の半分

夏季休業中 時間 8:30~18:00 冬季休業中 時間 8:30~17:00

- ④ 申請書に基づき、許可証を発行する。アルバイト中は許可証を必ず携帯する。
- ⑤ アルバイト終了後は、速やかに所定の報告書に記入し、担任を通じて係に提出すること。 提出のない者については、次回の長期休業中アルバイトを認めない。

特別許可アルバイト

- ① やむを得ない事情があるもの。
- ② 原則として、奨学金の申請等をすること。
- ③ 健康管理がしっかりなされ、健康上問題のないこと。
- ④ アルバイトと学校生活・学業が両立できること(3年生は学期末の欠点科目,1・2年生はBCC又はCCCの科目がないこと)。
- ⑤ 就業期間及び時間

学業中の土・日・祝日のみ (平日のアルバイトは認めない)。

夏季:8:30~18:00 冬季:8:30~17:00

- ⑥ アルバイト許可の有効期間は、3学期末までとし、引き続き希望する者は、新年度に再度申請し許可を受けること。
- ⑦ 申請書に基づき,許可証(カード)を発行する。アルバイト中は許可証を必ず携帯し, アルバイト終了後は、速やかに係へ返却すること。
- ⑧ 各学期末に、所定の報告書に記入し、係へ提出すること。
- ⑨ 一旦許可を受けた生徒も、アルバイトの必要がなくなったと認められる場合は、許可を 取り消す。

アルバイト許可の取り消し

① 下記に当てはまる者については、特別審議の上、許可を取り消す場合がある。

- ア 条件違反をした場合
- イ 学校生活の態度が良くないと認められる場合
- ウ 進級・卒業が心配される場合
- エ 無断の遅刻・欠席・早退がそれぞれ5回以上になった場合
- ② 特別指導を受けた場合

長期休業中アルバイト

・指導期間中は就業不可

特別許可アルバイト

・指導を受けた時点で許可取り消し その他

- ① アルバイト先を変えたときや、やめたときは、速やかに担任、係に届けること。
- ② 特別アルバイトの許可を受けている者も、長期休業中のアルバイトをする場合は、別に申請すること。
- ③ 許可証の他人への貸与及び拝借は、絶対にしてはならない。
- ④ 許可証を紛失・破損した場合は、速やかに担任、係へ連絡すること。
- ⑤ 上記以外については、特別審議とする。
- 10 携帯電話使用規定

携帯電話を校内に持ちこむことは認めるが,校内で使用することは禁止する。従って,学校 敷地に入る前に電源を切り,外から見えないようにカバンや補助バッグ等に保管する。

11 交通安全規定

豊かで充実した学校生活を過ごすために、生徒の交通安全に対する意識の高揚と、公共の交通機関の利用を推進することを目的とし、下記のとおり交通安全規定を定める。

自転車・原動機付自転車(以下、原付と称す)通学許可

- ① 学校生活の充実及び通学時間の短縮を図るため、次頁のとおり規定を定め、自転車・原付通学を許可する。
- ② 自転車・原付通学とも、許可制とする。
- ③ 自転車通学許可
- ア 通学許可の対象地域は次のとおりとする。

遠距離…自宅から学校までの通学距離が片道 1 km以上の生徒 途中通学…自宅から最寄りの駅,バス停までが遠い生徒(距離に制限は無い) 特別許可…部活動に所属し、顧問が必要と認めた生徒

イ 通学許可の条件は次のとおりとする。

常に交通法規を守り、安全運転に努めること。

鞄を置ける荷台・カゴ等が装備されていること。

ライト・ベル・スタンドが装備されていること。

鍵を2つ以上つけた自転車を使用すること。(2重ロック)

ハンドルは、ドロップハンドル・カマキリハンドルは使用しないこと。

防犯登録をしてある自転車で通学申請すること。

雨の日の通学は、必ずレインコートを着用すること。(傘差し運転禁止)

自転車損害賠償保険への加入をすること。

- ウ 通学許可を受けた生徒は、所定の場所に許可ステッカーを貼る。
- エ 通学許可申請書は、入学式当日に提出することを原則とする。
- ④ 原付通学許可
- ア 原付通学対象地域は次のとおりとする。

遠距離

自宅から学校までの通学距離が片道6km以上の生徒。

途中通学

自宅から最寄りの駅、バス停までの通学距離が片道6km以上の生徒。

加治木駅以南から通学する生徒で自宅から最寄りの駅までの距離が片道3km以上,又は自転車通学が困難であると判断される生徒。

その他の地域から通学する生徒は、通学距離の長短や交通機関の利便の状況、並びに経済面等を考慮しながら、公共の交通機関の利用を勧める。ただし、保護者並びに本人の責任において通学許可申請が提出された場合は、担任並びに係で検討し、職員会議で審議する。

特別許可

部活動に所属し、顧問が必要と認め、保護者の同意が得られた生徒で、学校までの通学距離が片道 3.5 km以上の生徒。

通学途中が険阻な地域(毛梨野・朝日西・朝日東・春山等)及び特別な事情(身体的な事情等)のある生徒。

イ 通学許可の条件は次のとおりとする。

常に交通法規を守り、安全運転に努めること。

排気量 50 cc以下の原付であること。

鞄が固定できる荷台等が装備されていること。

ヘルメットを着用すること。(フルフェイス型・ゼット型とし、半キャップ型は安全性に 欠けるため禁止する。)

- ウ 通学許可を受けた生徒は、所定の場所にプレートを設置する。
- エ 通学以外の目的での免許取得は、原則として許可しない。
- オ 受験及び手続きについて

受験日は特別な事情がない限り,長期休業中を原則とする。

(夏休み・冬休み・春休み)

交通の便が悪く,原付通学の必要性を認める場合は,保護者の同意のもとに担任及び係で 検討し,1回に限り平日受験を認める(私欠となる)。

安全指導

- ① 「交通安全に関する誓約書」を提出する。
- ② 自転車通学生はステッカーを,原付通学生はプレートを購入し,所定の位置に設置する。
- ③ 自転車通学生には、年1回の車体検査を実施する。
- ④ 原付通学生には、年1回の交通安全実技指導と車体検査を実施する。
- 12 交友に関する心得

相互に人格を尊重し、相手に迷惑を及ぼすことがないように心がける。

暴力、恐喝等を厳禁する。

男女間の交際は生徒らしく純正公明にすること。

みだりに金銭・物品等の貸借贈答をしない。

喜び悲しみを共にわかちあい、不正に対して忠告しあえる友人関係をつくろう。

13 集会の心得

校内で集会する場合は担任、又は顧問の先生の許可を受ける。

敏速に集合して他人に迷惑をかけない。

集会中は私語を慎み、意見、質問は積極的に発言して会の進行を助ける。

校外で集会する場合,及び校外の団体,又は会合に参加するときは,学校の許可を必要と する。

校内での国政選挙及び地方選挙に関する選挙運動や集会等は、実施できない。

校外での国政選挙及び地方選挙に関する選挙運動や集会等を実施する場合及びそれらに 参加する場合は、必ず保護者の同意を得るとともに、その責任の下で行うこととする。

14 所持品に関する心得

所持品には必ず学年・組・氏名を明記する。

学用品その他の持物は質素で実用的なものを用いる。

金銭・貴重品はなるべく所持することをさけ、やむを得ず所持するときは常に自身で携帯 し、紛失盗難の起こらないよう心がける。

納金は速やかに納入して事故を未然に防ぐ。

校内で物品を紛失し,又は盗難にあったときは直ちに担任の先生に,金品その他を拾得したときは直ちに週番の先生に届け出る。

教科以外の不健全な読物、学習あるいはクラブ活動に必要でないものは持ってこない。 カバン以外の華美な入れ物を登下校時に所持することを禁ずる。

不要な貴重品,風紀を乱すおそれのあるもの,及び凶器・爆発物・劇薬・発火具(マッチ等)その他危険物を携帯してはならない。

通学用自転車, 単車は必ず鍵をかけ所定の場所におく。

所持品は下校時できるだけ持って帰り、学校に残さないこと。

15 家庭及び校外における心得

家庭学習を自発的に行う習慣をつける。

家庭及び家業の手伝いは学習の一部として自発的にする。

外出の場合は家人に行き先、及び帰宅の時刻を予め告げる。

夜間外出はしてはならない。やむを得ず外出するときは必ず保護者同伴とする。

不健全な映画興行物の見学を禁ずる。

許可なく競技会・競演会に出場しない。

不健全な娯楽場・遊技場 (パチンコ・ビリヤード・インターネットカフェなど) に立ち寄らない。

旅行・外泊・合宿等は保護者と連名で予め担任に旅行届を提出し校長の許可を受ける。又 終了後その報告をする。

飲酒・喫煙・窃盗などの非行には、特に注意する。

16 出席・欠席その他に関する心得

遅刻・欠課・早退をする場合は、その都度確実に担任の先生に届け出る。(届けをする場合は生徒手帳の様式を使うこと。また、遅刻は別紙様式にて教頭に届け出てから入室する。) 欠席する場合は、その理由を記して予め届け出る。やむを得ない場合は登校後直ちに届け出る。

病気のために欠席するときは、その理由を届け出る。

近親者が死去したときは、直ちに担任の先生に届け出る。忌引日数は次の通りとする。 父母7日、祖父母・兄弟・姉妹3日、おじ・おば・いとこ・曾祖父母1日。

交通機関の事故による遅刻は事情を担任に申し出ることで、公遅刻となる場合がある。 学校、又は学年における行事に参加できない場合は、これに代わる学習を学校において行 うのを原則とする。

保護者・保証人の住所その他に異動があったときは、直ちに担任の先生に届け出る。

休学・退学・転学の場合は、所定の様式に従って届け出る。

下宿・間借をする者は、所定の届けを校長に提出すること。

届け及び許可願のすべては、学校に用紙が備えてあるので、担任の先生より貰って使用すること。